

# 医療

## 忘れていませんか 退職後の 健康保険の届け出

各職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

職場の医療保険をやめて、国保に加入する場合、職場の医療保険をやめた日から、国保に加入することになります。

**手続きは、忘れずに14日以内に行ってください。**

届け出が遅れると、さかのぼって保険税を支払うことになり、また、届け出日より前の医療費が保険適用になりません。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、ほかの市町村から転入した月をいいます。

たとえば、一昨年の3月に会社を退職された方が、病院にかかりたいために、国保加入の届け出をしたときは、届け出をした月からの保険税からではな

く、一昨年の3月にさかのぼって（最高3年）保険税を納めていただくこととなります。

なお、この場合は、届け出日より前の医療費は全額自己負担となります。

### 問合せ先

〒521-1111 内線261  
262

## 子ども医療費 受給者証について

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳～中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

**4月に小学校へ入学するお子さん**

入学後に使用する受給者証を3月中に送付します。

### 就学前のお子さん

現在お持ちの受給者証をそのままご使用ください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。

**3月に中学校を卒業するお子さん**

3月31日をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日以降に医療機関などに受診したときは、自己負担分を支払うこととなります。（ただし、ほかの福祉医療を受給して

いる方は除きます。）  
※現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市民窓口グループまで返還してください。

### 問合せ先

〒521-1111 内線227  
217

## 後期高齢者医療保険料 随時分納期限は 3月30日(金)です

平成24年1月中旬に、75歳になられた方、障害認定により後期高齢者医療の資格を取得された方、後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入された方に、平成23年度の後期高齢者医療保険料納入通知書を3月中旬に送付します。

納期限までに、お近くの金融機関または市役所で納入してください。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療被保険者の医療費の支払いに充てられる大切な財源ですので、かならず納期限内に納めましょう。

### 問合せ先

〒521-1111 内線227  
217

# し尿

## 4月のし尿収集

4月のし尿収集作業日程は、

## 4月 し尿収集作業日程表

月日	曜日	区 域	月日	曜日	区 域
4月1日	日		16日	月	芳川町、田戸町二・三丁目
2日	月	青木町六～九丁目	17日	火	田戸町三・四丁目
3日	火	青木町二～五丁目	18日	水	田戸町五～七丁目
4日	水	春日町一～七丁目	19日	木	本郷町
5日	木		20日	金	呉竹町二～六丁目
6日	金	湯山町、神明町、沢渡町	21日	土	
7日	土		22日	日	
8日	日		23日	月	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
9日	月	稗田町一～五丁目	24日	火	屋敷町四～七丁目
10日	火		25日	水	向山町一～六丁目
11日	水	稗田町五・六丁目、二池町一～三丁目	26日	木	向山町六丁目、小池町
12日	木	二池町四～六丁目	27日	金	小池町、新田町、八幡町
13日	金	碧海町二～五丁目	28日	土	
14日	土		29日	日	
15日	日		30日	月	論地町、清水町

表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。

### 申込先（収集業者）

高浜衛生㈱

〒53-0516

### 問合せ先

〒521-1111 内線263  
263